

寡婦控除の早見表（ひとり親控除との違い）

要件・控除額の比較表／夫と死別・離婚の違い | 登録不要・無料

表の時点: 国税庁タックスアンサー No.1170・No.1171「令和8年4月1日現在法令等」 令和8年度税制改正で、ひとり親控除は38万円(改正前35万円)に引き上げられ、令和9年分以後の所得税に適用(令和8年分の年末調整には影響なし。国税庁Q&A)。2026年10月4日確認。

このPDFは国税庁の説明を並べた一般的な情報です。ご自身が対象になるかどうか、税額への影響の最終的な判断は、税務署か税理士に確認してください。

寡婦控除とひとり親控除の比較(国税庁 No.1170・No.1171)

項目	寡婦控除	ひとり親控除
控除額(所得税)	27万円(令和2年分以後)	35万円(令和8年分まで)／38万円(令和9年分以後)
対象になる人	「ひとり親」に該当しない人で、夫と離婚した後婚姻をしていない人、または夫と死別した後婚姻をしていない人・夫の生死が明らかでない一定の人	婚姻をしていない人、または配偶者の生死の明らかでない一定の人
子・扶養親族の要件	離婚:扶養親族がいること／死別:扶養親族の要件なし	生計を一にする子がいること(子の総所得金額等が令和8年分以後は62万円以下、令和7年分は58万円以下、令和2年分から令和6年分までは48万円以下。他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない子)
本人の合計所得金額	500万円以下	500万円以下
事実上婚姻関係と同様の事情にある人	いないこと	いないこと
判定の時点	原則としてその年の12月31日の現況	原則としてその年の12月31日の現況

寡婦控除は「ひとり親」に該当しない人が対象のため、2つを重ねて受けることはありません。「夫」とは民法上の婚姻関係にある人です(No.1170)。生計を一にする子の年齢に制限はありません(No.1171 質疑応答)。控除額は所得から差し引く額で、税額がその分減るわけではありません(No.1100)。令和元年分以前は「一般の寡婦」27万円・「特別の寡婦」35万円の区分でした(No.1170)。

控除額(所得税)の年分

区分	年分	控除額
寡婦控除	令和2年分以後	27万円
ひとり親控除	令和2年分から令和8年分まで	35万円
ひとり親控除	令和9年分以後(令和8年度税制改正)	38万円

ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等

年分	子の総所得金額等
令和2年分から令和6年分まで	48万円以下
令和7年分	58万円以下
令和8年分以後(令和8年12月1日施行)	62万円以下

令和8年分の62万円は令和8年12月1日施行(No.1171・改正のあらまし)。令和7年分の58万円は「令和7年分 年末調整のしかた」。

寡婦控除: 夫と死別した場合と離婚した場合

項目	夫と死別	夫と離婚
扶養親族	要件なし	扶養親族がいること
本人の合計所得金額	500万円以下	500万円以下
事実上婚姻関係と同様の事情にある人	いないこと	いないこと
同じ区分になる人	夫の生死が明らかでない一定の人	－

死別・離婚のどちらでも、生計を一にする子がいて「ひとり親」の要件に当てはまる人は、ひとり親控除の要件を確認します。離婚の場合の「扶養親族」の要件は国税庁 No.1180(合計所得金額が令和8年分以後は62万円以下、令和7年分は58万円以下、令和2年分から令和6年分までは48万円以下)。妻と死別した人などを対象にしていた寡夫控除は、令和2年分からひとり親控除に変わりました(No.1172)。

寡婦控除の早見表（ひとり親控除との違い）

死後の手続きの中での位置づけ・事実婚の扱い・申告書の入手先・メモ欄

配偶者と死別した年の流れ(寡婦控除・ひとり親控除は、残された本人の申告で受ける)

1. 死亡直後の届出・期限のある手続きを確認する(当サイト「死後の手続き 期限一覧チェックリスト」)。
2. 遺族年金を請求する。国民年金法・厚生年金保険法などに基づく遺族年金は、原則として所得税も相続税も課税されません(No.1605)。
3. 亡くなった方の準確定申告:相続人等が、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税(No.2022)。寡婦控除はこの申告ではなく、ご本人の申告で受けます。
4. ご本人の年末調整(給与所得者):勤務先に出す扶養控除等(異動)申告書の「寡婦」「ひとり親」欄にチェック。年途中で該当したときは異動の申告を確認(年末調整のしかた・記載例)。
5. ご本人の確定申告(年末調整を受けない人など):国税庁の確定申告書等作成コーナーで作成・提出できます。公的年金等の確定申告不要制度の対象でも、所得控除の適用による還付を受けるための確定申告ができます(No.1600)。還付申告書は翌年1月1日から5年間提出できます(No.2030)。
6. 翌年以降も、原則としてその年の12月31日の現況で判定します(No.1170・No.1171)。

国税庁の質疑応答事例では、妻が本年9月に亡くなった従業員の年末調整で、配偶者控除(死亡時の現況で判定)とひとり親控除(12月31日で判定)の両方を適用できると回答しています(照会の事実関係を前提とした一般的な回答)。

事実上婚姻関係と同様の事情にある人(国税庁「令和7年分 年末調整のしかた」)

1. 本人が住民票に世帯主と記載されている場合:同じ世帯の人の住民票に、世帯主との続柄が世帯主の未届の夫(ひとり親控除では未届の夫又は未届の妻)である旨などの記載がされた人
2. 本人が世帯主でない場合:本人の住民票に、世帯主との続柄が世帯主の未届の妻(ひとり親控除では未届の夫又は未届の妻)である旨などの記載がされているときの、その世帯主

このような人がいると、寡婦控除・ひとり親控除の対象になりません。

申告書の入手先(国税庁。様式はこのPDFに含めていません)

- ・ 扶養控除等(異動)申告書:国税庁「給与所得者の扶養控除等の(異動)申告」のページ(令和8年分・令和9年分の様式と記載例)。勤務先(給与の支払者)へ提出。
- ・ 確定申告書:国税庁「確定申告書等作成コーナー」または「確定申告書等の様式・手引き等」。
- ・ 住民税に関する事項は、お住まいの市区町村に確認。

合計所得金額と遺族年金(国税庁の説明の範囲)

- ・ 合計所得金額は、給与所得・雑所得などの合計額に退職所得金額・山林所得金額などを加えた金額(専門用語集)。
- ・ 給与所得だけの場合、給与の収入金額6,777,778円以下で合計所得金額500万円以下(令和7年分 年末調整のしかた)。
- ・ 遺族年金やほかの収入を判定でどう扱うかは、収入の内訳を持って税務署に確認。

メモ欄(税務署・勤務先・税理士に確認するときの書き留め用)

配偶者が亡くなった日

勤務先に扶養控除等(異動)申告書を出した日/担当者

確定申告・還付申告をする年分

手元にある書類(源泉徴収票・年金の通知書など)

確認したいこと

確認した相手:日付・回答

出典(2026年10月4日確認・国税庁)

1. 国税庁 タックスアンサー No.1170「寡婦控除」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1170.htm>
2. 国税庁 タックスアンサー No.1171「ひとり親控除」(質疑応答を含む)<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1171.htm>
3. 国税庁「令和8年度税制改正(所得税の基礎控除の引上げ等関係)Q&A」(令和8年5月)<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2026kiso/pdf/0026005-024.pdf>
4. 国税庁「令和8年4月 源泉所得税の改正のあらまし」<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/2026kaisei.pdf>
5. 国税庁「令和7年分 年末調整のしかた」10～17ページ <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2025/pdf/105.pdf>
6. 国税庁 タックスアンサー No.1172「寡夫控除」・No.1180「扶養控除」・No.1100「所得控除のあらまし」・専門用語集(合計所得金額)
7. 国税庁 タックスアンサー No.1605「遺族の方に支給される公的年金等」・No.1600「公的年金等の課税関係」・No.2030「還付申告」・No.2022「準確定申告」
8. 国税庁 質疑応答事例「配偶者控除とひとり親控除の双方適用」<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/gensen/03/10.htm>